

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|--|--|----------|
| 1 | ・施設利用の申請については、従来どおり借りたい施設への申込みでよいか。 | 従来通りの取り扱いとなります。 | まちづくり推進課 |
| 2 | ・利用申請書は、見直し前のものと同じものか。利用申請書の記載方法を教えてほしい（減免の場合の理由など） | 利用申請書に変更はありません。 記載例をガイドライン（P18）に掲載しました。 | まちづくり推進課 |
| 3 | ・事前準備や後片付けの時間を含まない利用時間で申請される場合があり、時間超過によるトラブルの原因になる。利用時間の誤解を与えないために利用開始時間と終了時間の定義をガイドラインへ載せてほしい。 | 申請書に記載する利用時間については、準備及び片付け作業を含めた時間を記載するようガイドライン（P1）に記載しました。 | 生涯学習課 |
| 4 | ・使いたい施設に利用申請が集中した場合、どの団体も公平に施設が利用できるよう準備されていると思うが、どのように調整するのか。 | 同じ競技で使用したい日が重複した場合は、利用希望者同士で調整いただいています。今後において、極端に利用が集中する状況となった場合は、施設管理団体とも協議し利用調整を行う必要はあると考えます。 | 生涯学習課 |
| 5 | ・使用料を前納してキャンセルした場合の取扱いを教えてください | 原則として、既納の使用料は返還しない取り扱いとなります。 ただし、災害などの不可抗力により利用をキャンセルした場合は返還する場合があります。 | 生涯学習課 |
| 6 | ・市内減免適用団体が施設利用をキャンセルした場合の料金の取扱いを教えてください（直前・数日前キャンセル、冬場1～2か月前の仮押さえによるキャンセル） | 減免適用団体のため使用料は発生しません。ただし、より多くの方に施設を利用いただくため、キャンセルする場合には、早期の連絡にご協力願います。 | 生涯学習課 |
| 7 | ・スポーツ少年団で週2回施設を利用している。週2回のうち1回が祝日にあたったときは、キャンセルをする場合もある。この場合の料金の取扱いを教えてください。 | スポーツ少年団は、減免適用団体のため使用料については全額免除となります。 また、現行制度上、キャンセル料の規定も定めておりません。 ただし、より多くの方に施設を利用いただくため、キャンセルする場合には、早期の連絡をお願いいたします。 | 生涯学習課 |
| 8 | ・自然災害、異常な感染症等の発生により、市や教育委員会から施設利用の中止指示が出た場合、活動の中止や延期の措置をとりますが、その場合の利用申請の取扱いはどうなりますか。 | 災害による避難所設置や感染症に伴う施設の閉館などの場合は、予定していた活動は中止していただきますので、必要に応じて再度日程調整の上、利用申請書の提出をお願いいたします。 | 生涯学習課 |
| 9 | ・予約方法（何日前までの申請）やキャンセルの扱いを施設で統一できないか。 | 予約方法については、現行制度上、利用する前に許可をもらう必要がありますので、利用する前であれば問題はないこととなります。 また、キャンセルについては多くの皆さんにご利用いただきたいことから可能な限り早めに連絡するよう申請者に伝えるなどの対応にご協力ください。 | 生涯学習課 |
| 10 | ・直前キャンセルは、減免適用団体であっても、「キャンセル料」を徴収することなどを定めることはできないか。 | 今回の見直しでは、キャンセル料の規定は設けませんでした。今後検討してまいります。 | 生涯学習課 |
| 11 | ・キャンセル時の料金は考えもしなかったが、何%か支払うのが当たり前だと思った。値上げについては仕方ないと思う。 | 現行制度においては、キャンセル料の規定はありません。 見直しについては、ご理解いただき感謝申し上げます。 | まちづくり推進課 |
| 12 | ・個人使用料の取扱いに変更はあるか（料金など） | 個人使用料の取扱いに変更はありませんが、詳しくはガイドライン（P2）を参照願います。 | 生涯学習課 |
| 13 | ・人数の少ない団体（例 ○○協会）が練習で施設を利用する際、個人使用料で利用したほうが低料金で借りられるため、個人使用料で借りたいとの話がある。確認する方法がない場合は認めて良いか。 ・大集会室の個人施設利用の取扱いを教えてください。 | 個人使用料は、各施設設置条例で個人使用料を定めている施設の利用区分のみ該当し、利用するタイミングで、該当する利用区分が空いている場合に専有せず利用する者に適用するもので、事前予約はできません。 事前に予約をする場合は、人数の多寡に関わらず、通常の利用料の取り扱いとなります。 | 生涯学習課 |
| 14 | ・個人使用料が200円と低料金のため、団体料金との差がありすぎる。個人使用料を区分でなく、1時間200円など変更はできないか。 | 今後、必要に応じて検討してまいります。 | 生涯学習課 |
| 15 | ・小学生から中学生までの個人利用料金は、今後学生割引的な対応を行う考えはないのか。 | 現時点で、学生割引を行う予定はありません。 | 生涯学習課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|---|---|----------|
| 16 | ・子供向けの語学教室を行い、講師料を徴収するがほとんどが資料代になる場合は営利目的の利用になるか。営利目的の利用の基準を教えてください。 | 講師自ら生業として行う教室等の開催に係る利用申請や、講師料として月謝等を徴収する場合は営利目的の利用として取扱います。ただし、市民サークル団体等（愛好会やサークル）が団体外の講師等を招聘し謝金を支払う場合や、団体内で会費等を設定している場合については、営利目的の利用としては取り扱いません。 詳しくは、ガイドライン3ページから6ページを参照願います。 | 生涯学習課 |
| 17 | ・包括支援センターの減免の取り扱い。 | 市が委託している事業については、市と同様の取扱いとなり減免（免除）の取扱いとなります。（ガイドラインP15） | まちづくり推進課 |
| 18 | ・〇〇長生会、〇〇長生会連合会は減免対象か。 | 「公の施設の使用料の減免等に関する規則」で定める減免適用団体「老人クラブ」に該当し、減免（免除）となります。 | まちづくり推進課 |
| 19 | ・〇〇行政区のグラウンドゴルフ練習は有料で良いか | 利用申請は主催者が行うことが原則であり、ご質問にある練習が、住民間の交流を目的として、〇〇行政区の行事や活動として行う場合は減免（免除）となります。ただし、個人の趣味・余暇活動の利用にとどまる場合は、個人の利用として取り扱うこととなります。 | まちづくり推進課 |
| 20 | ・〇〇老人連合会は練習等も減免か。 | 申請は主催者が行うことが原則であり、ご質問にある練習が、連合会の会員間の交流を目的として〇〇老人連合会の行事や活動として行う場合は減免（免除）となります。ただし、個人の趣味・余暇活動の利用にとどまる場合は、個人の利用として取り扱うこととなります。 | まちづくり推進課 |
| 21 | ・社会福祉協議会が行事をするには大きな時間と場所が必要。社会福祉協議会に負担がかかるのはおかしいのではないか。 | 施設の維持管理に要する経費については、その一部を施設利用者からの使用料により賄っておりますが、賄いきれない分は、施設を利用されない市民の税金を含む公費が充てられております。今回の見直しは、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性の観点から行うものです。 また、減免についても、活動内容に公益性を伴う場合や、政策的にその負担を軽減する必要がある場合に、例外的に行うことができるものであり、これらの観点から社会福祉協議会が独自に行う行事等で、施設を使用する場合には、一定のご負担をいただくこととしたものであります。 | まちづくり推進課 |
| 22 | ・障がい者団体は収入の少ない弱者の団体なので今までどおり全額免除でお願いしたい。 | これまでの使用料免除から5割減額になりご負担をいただくこととなりますが、負担の公平性の観点からご理解をいただきますようお願いいたします。 | |
| 23 | ・登米市民俗芸能協会、登米市文化協会主催の催しに関しては全額免除となっているが、所属団体の催しに対して一概に有料というのはおかしいのではないか | 当初の見直し方針では、市文化協会（地区文化協会及び各部会を含む。）の加盟団体（個々の所属団体）及び市民俗芸能協会についての利用は減免（免除）の対象外としておりましたが、説明会等でのご意見も踏まえ、国・県・市の文化財指定を受けている団体及び市民俗芸能協会が利用する場合は減免（免除）の対象とすることといたしました。 | まちづくり推進課 |
| 24 | ・文化協会について、傘下に構成団体を持たない加盟団体は減免の対象外になるのが理解できない。従来どおりの扱いを要望する。 | 今回の見直しは、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性、減免については活動が公益性や公共性が高い場合に例外的に行うものであるという点から、減免適用団体や減免割合の見直しを行っております。 活動（練習など）の成果が主として当該団体に留まると考えられる個々の団体については、一定のご負担をいただくこととしたものであり、ご理解願います。 | まちづくり推進課 |
| 25 | ・地域芸能の保存と継承には是が非でも公共施設が必要。使用料負担がかかるとなれば誰もついてこない。活動は頓挫すると思う。 | 説明会等でのご意見も踏まえ、国・県・市の文化財指定を受けている団体及び市民俗芸能協会が利用する場合は減免（免除）の対象とすることといたしました。 | まちづくり推進課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|--|---|----------|
| 26 | ・文化協会に入会している団体が今までどおり料金のかからない状況にしてほしいと全会員からの声がある。やめる会員が出てくる可能性がある。料金を支払いたくない、支払えないというわけではない。せめて3割、5割位なら可能かと思う。 ・体育協会加盟団体は一気に全額負担の案はあまりにもひどい。せめて5割減額をお願いしたい。 | 今回の見直しでは、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性、減免については、例外的に行うものである点から、減免適用団体や減免割合の見直しを行っております。 また、新使用料の算定に当たっては、施設の性質による負担割合の導入や現行使用料の1.5倍を限度とする激変緩和措置を講じております。 一定のご負担をいただくこととなりますが、ご理解をお願いいたします。 | まちづくり推進課 |
| 27 | ・町体育協会所属団体が有料になるのであれば、市体育協会所属団体も有料としたほうが良いのではないかと。(町には加盟してなくて市のみ加盟している団体との整合性を図るため。名義を変えて申請するのを防ぐため。) | 町体育協会所属の団体も市体育協会(競技協会)所属の団体も同様の取扱いです。いずれも当該団体の傘下に加盟団体(個人競技の場合は個人会員)がない場合は減免の対象外となります。 | まちづくり推進課 |
| 28 | ・石越町サッカー協会の構成団体(石越中学校サッカー部、石越サッカースポーツ少年団、ISHIKOSHI.FC、石越四十雀クラブ)は減免になるか。 | 原則として、町サッカー協会に加盟している個々の団体は減免なりません。 ただし、部活動、スポーツ少年団については、規則において減免適用団体となっており、減免の適用を受けることができます。 | まちづくり推進課 |
| 29 | ・毎年、フットサル石越大会を地区体育協会と共催で、石越体育センターで開催しているが今までどおり免除になるか。 | 免除となります。 | まちづくり推進課 |
| 30 | ・石越町サッカー協会の役員会等で公民館の研修室を利用しているが今後も免除になるか。 | 免除となります。 | まちづくり推進課 |
| 31 | ・地区体育協会加盟の各協会の扱いがよくわからない。 ○○チームの練習(○○チームでの利用申請)→減免対象外 ○○、△△の合同練習(○○、△△の利用申請)→減免対象外 ○○、△△の合同練習(地区野球協会からの申請)→減免? 地区野球協会が練習会として企画し申請した場合は減免か否か。 | お見込みのとおりです。 | まちづくり推進課 |
| 32 | ・豊里地区体育協会に加盟している各協会の行う大会やイベントは減免か否か。 | 傘下に加盟団体(個人競技の場合は個人登録)があれば減免(免除)となります。 | まちづくり推進課 |
| 33 | ・下部組織をもつ団体は減免とのことだが、下部組織の事業に上部組織が共催として入った場合はどうなるのか。 | 減免(免除)となります。なお、共催事業であることを大会等の資料の提示などにより確認願います。 | まちづくり推進課 |
| 34 | ・登米市弓道協会が行う事業で、登米市民弓道大会、登米市民弓道練成会等の体育館・迫武道館使用料は今までどおり全額免除になるか。 | 登米市弓道協会は、傘下にはさま弓道会、登米弓道会を傘下を持つ統括団体であることから、登米市弓道協会は減免適用団体として、減免(免除)の対象となります。 | まちづくり推進課 |
| 35 | ・上部組織が減免となる理由は。 | 文化協会、体育協会ともに傘下に構成団体を持つ組織については、複数の団体の活動を総括し、活動を通じて文化・スポーツ振興が図られ、その活動には公益性や公共性を伴うものと考えられるため引き続き免除の対象としたところで。 | まちづくり推進課 |
| 36 | ・減免適用団体をわかりやすく周知してほしい。市体育協会加盟団体の競技団体については、チーム単位まで減免対象なのかかわからない。 部活動においては、学校長名での申請、顧問名での申請、親の会会長名での申請など様々な形がある。「部活動利用は学校長名のみ」など決まりがあると助かる。 | 傘下に加盟団体をもつ市体育協会、地区体育協会、競技団体は減免の対象となりますが、個々の加盟団体については減免の対象とはなりません。 次に、部活動の減免については、部活動における申請者については、顧問等の名前ではなく学校長名で申請をしていただけるようお願いをしていくこととしております。 | まちづくり推進課 |
| 37 | ・減免適用団体に記載のないもの(○○スポーツ少年団協議会等)の対応はどうすればよいか。 | スポーツ少年団協議会はスポーツ少年団が集まった団体なので、減免規則別表のスポーツ少年団に該当します。 | まちづくり推進課 |
| 38 | ・任意団体主催による参加料徴収の大会について、市内中学校親の会主催、スポーツクラブ親の会主催による参加料を徴収する大会について免除扱いとしていたが今後どのように考えたらよいか。 | 主催(申請)する団体で判断することとなります。減免適用団体として親の会等は該当しませんので、料金は発生することとなります。 | 生涯学習課 |
| 39 | ・減免について、自主スポーツ団体の実態を考慮した対応はできないか。 | 減免については、活動内容に公益性を伴う場合や、政策的にその負担を軽減する必要がある場合に、例外的に行うことができるものであり、これらの観点から施設を利用する場合には、一定のご負担をいただくこととしたものです。ご理解をお願いいたします。 | まちづくり推進課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|---|---|----------|
| 40 | ・減免対象の見直しの基準は。 | <p>施設使用料については、利用者から等しく負担していただくことが原則ですが、活動内容に公益性を伴う場合や、政策的にその負担を軽減する必要がある場合に、例外的にその負担を軽減（減免）することができることとしております。</p> <p>今回の見直しでは、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性、減免については、例外的に行うものである点から、活動内容の効果が自らの団体にとどまらず、市民等に広く影響を及ぼす団体については減免適用団体として継続する一方、そのほかの利用者、利用団体の皆様については一定のご負担をお願いすることとしたものです。</p> | まちづくり推進課 |
| 41 | <p>・税金を納めている市民が利用するのだから市民利用の際は全て減免とし、減免割合を工夫してほしい。</p> <p>・料金等の見直しにより高齢者の集う機会がなくならないことを祈る</p> <p>・少人数の団体を減らすための料金見直しはか。</p> | <p>施設の維持管理に要する経費については、その一部を施設利用者からの使用料により賄っておりますが、賄いきれない分は、施設を利用されない市民の税金を含む公費が充てられております。</p> <p>施設を利用される方と利用されない方の負担の公平性、受益者負担の適正化の観点から見直しをおこなっており、一定の負担をいただくこととなりますが、ご理解をお願いいたします。</p> | まちづくり推進課 |
| 42 | ・そもそも減免は行政が行うもので指定管理者が行うものでない。 | <p>利用料金制を採用する指定管理施設の減免については、市が定める各施設の設置条例、公の施設の使用料の減免等に関する規則等の規定に基づき、指定管理者が減免の決定を行うこととされております。</p> <p>このため、条例等の減免規定に基づき、減免の決定をお願いいたします。</p> | まちづくり推進課 |
| 43 | ・当クラブは市と災害時応援協定を結んでいる関係で、これまで5割減額となっていました。見直し後は対象外になるか。 | <p>貴団体につきましては、災害応援協定の締結により減免（5割減額）となっているのではなく、「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱（以下「要綱」という。）による減免適用団体として減免（5割減額）となっております。</p> <p>なお、要綱については本年度中に廃止となることから、現在の登録期間経過後に減免の対象外となります。ただし、災害応援協定に基づく活動で施設を利用する場合は、市と同様の取扱いとなり、使用料については減免（免除）の取扱いとなります。</p> | まちづくり推進課 |
| 44 | ・「保育所協議会」が「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」で登録されているが、職員研修で利用する場合は免除になるか。 | <p>当該団体に限らず、「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」（以下「要綱」という。）で登録されている減免適用団体については、登録台帳及び目的掲載リストと照合し確認願います。</p> <p>保育所協議会については、活動目的が「登米地方における保育に関する相互の連絡研鑽を図り、保育事業の振興に寄与する。」であるほか、主な活動内容は「保育施設職員の資質向上を図るための研修会を企画、実施する。」とされていることから免除となります。</p> <p>なお、「要綱」については令和6年3月31日をもって廃止されるため、現在の登録団体については、登録期間満了後は減免の対象外となります。</p> | まちづくり推進課 |
| 45 | ・登米市公の施設使用料減免適用団体一覧に記載されている団体の取扱いはそれぞれどうなるか。 | 現在の登録期間経過後、減免の対象外となります。 | まちづくり推進課 |
| 46 | ・5割減免の条例が廃止されると聞いたが、それに代わる利用団体への施策はあるか。スポーツを継続して行う機会を奪うことにならないか懸念される。 | <p>「5割減免の条例」については「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」のことで推察し回答させていただきます。</p> <p>本要綱廃止に伴う新たな施策は現在のところございませんが、活動のうち無償ボランティア活動に該当する場合は、減免（免除）の適用を受けることができることとしております。</p> | まちづくり推進課 |
| 47 | ・手話サークルは減免になるか。 | 減免規則別表（福祉ボランティアや障がい者団体）に記載される団体及び無償のボランティア活動に該当する場合は減免となります。 | まちづくり推進課 |
| 48 | ・当団体は市民を対象とした無料の相談会を実施しているが、このような活動は減免対象となるか。また、相談を受ける側の居住地に規制はあるか。 | <p>相談会が、無償のボランティア活動に該当する場合は、減免（免除）の対象となります。</p> <p>なお、無償であることのほか、相談者の過半数が登米市内に住所を有するものであることが要件です（相談が事前予約制などではない場合は、計画時の参加人数で判断）。</p> | まちづくり推進課 |
| 49 | ・無償のボランティア活動の一定の要件をガイドラインに載せてほしい | ガイドライン（P8）に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 | まちづくり推進課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|---|---|----------|
| 50 | ・無償のボランティア活動について、事業の内容によって施設使用料が決まると説明を受けたが、どのように決まるか明確にしてほしい。 事業内容によって判断する場合、施設利用の時間・料金が決まってからと複数回にわたり手続きが必要と考える。手続きが複雑にならないようにしてほしい。 | 利用申請時に無償のボランティア活動であることを施設管理者にお伝え願います。利用者の皆様においては、事業の概要が分かる書類の提示等にご協力をお願いします。 詳細については、ガイドライン8ページ～11ページを参照願います。 | まちづくり推進課 |
| 51 | ・施設利用の際、減免適用団体登録決定通知書を提示した場合に限り利用料金を減免することができることとしてほしい。（減免適用団体登録証のような携帯可能なサイズを新設してほしい。） | 市ですべての減免適用団体を把握することは難しく、特に子育てサークルや福祉ボランティアについては、市民の皆様が主体となり活動されている団体も多くあると思われます。 このため、登録証などの発行は現時点では考えておりませんが、引き続き検討を行ってまいります。 | まちづくり推進課 |
| 52 | ・減免適用団体が優遇されている形になるが、減免の限度（時間、日数など）を設けられないか。 | 現時点では考えておりません。 | まちづくり推進課 |
| 53 | ・1時間半の利用のときは2時間分の使用料を払うが、30分単位にしてもらえると助かる。 | 現行制度上、1時間単位の使用料設定となっており、30分単位での設定は行っておりません。ご理解願います。 | 生涯学習課 |
| 54 | ・管理施設が屋外のため、悪天候により利用ができないこともあることから、使用料は事前納入でなく、利用後に実利用時間で納入してもらう方法が良い。 | 体育施設の場合、制度上、利用する前に申請することと、事前に料金を納入することとしておりますのでご理解願います。 | 生涯学習課 |
| 55 | ・減免適用団体の開館時間外の利用については減免を見直してほしい。 | 時間外への対応は、業務でなく例外的対応として行っていたものであるもので、現在のところ見直しの予定はありません。 利便性向上のため、利用者ニーズにできる限り対応いただいていることと思いますが、開館時間外への対応については、可能な範囲で対応いただくようお願いいたします。 | 生涯学習課 |
| 56 | ・当協会は野球場全面は使わずにスポーツ少年団野球クラブと共用し、外周フェンス側で活動し全体の1/3程度の広さを利用している。このように共用利用の場合の料金はどのようになるか。 | 制度上、部分利用の料金設定はありません。申請団体において専有して利用することとなりますので、スポーツ少年団で利用している場合は利用できないこととなります。 | 生涯学習課 |
| 57 | ・ピアノが中ホールステージにあるため月2回コーラスの練習をステージで行っている。ステージを利用して練習する場合、ステージは中ホール全体の1/4くらいの面積だが、中ホール全体を借りることになるのか。 | ステージのみ利用という区分がない場合は、通常の利用料金の扱いとなります。 | 生涯学習課 |
| 58 | ・近隣に保育所、小中学校、高校と教育関係施設があり、部活動も附帯設備使用料を含め減免対象となる。利用しようと思えば連日利用できるがそうなった場合、燃料・電気料も含め高額となるがどのようにお考えか。 | 物価高騰など、今般の情勢も踏まえ利用者の皆様へ節電の協力要請を行っていくほか、年間を通じて利用者への適切な環境を提供する観点を含め、温度管理を施設管理者側で行うこととしております。 なお、令和6年度の状況を分析し、指定管理施設については、必要に応じて指定管理料の変更を含めた対応を検討してまいります。 | まちづくり推進課 |
| 59 | ・利用料金に附帯設備使用料が含まれるのは不平等でないか ・冷暖房費は現状通り別料金でお願いしたい。 | 冷暖房等の附帯設備使用料を新使用料に含める場合の影響については、公民館施設及び体育施設5施設をサンプリングし、年間総利用可能時間に占める令和4年度冷暖房利用実績の割合の面から検証を行っております。 結果については、平均で2.36%の利用実績であり冷暖房未利用者への影響も軽微と判断しております。また、年間を通じた定期利用団体については、平準化されることなど総合的に判断し、新使用料に含むこととしたものです。 | まちづくり推進課 |
| 60 | ・施設使用料等の見直しとのことだが、附帯設備についても対象になっているのか。 | 当初、附帯設備使用料は見直し対象外でした。しかし、新使用料の積算は冷暖房経費を含む光熱水費など施設の維持管理にかかる経費の全てから算出しているため、別途附帯設備使用料として冷暖房料を設定した場合、二重徴収となります。 二重徴収を防ぐため、各部屋ごとの冷暖房経費を除いて別途設定を継続することも検討しましたが、多くの施設で1つの電気メーターで施設全体の電気使用量の計測をしているため経費の分離が困難なことから、冷暖房や音響機器の附帯設備使用料を新使用料に含むこととしました。 | まちづくり推進課 |
| 61 | ・予算がなく、市民平等を掲げての利用料金見直しならば、公の施設利用者から平等に利用料金を徴収するのが1番良いのでは。全て徴収すべき。 | 今回の見直しは使用料の増額を前提とするものではなく、各施設の現在の維持管理にかかる費用をもとに適正な使用料を設定するものです。 また、減免制度についても、減免については例外的に行うものであるの点から、減免適用団体や減免割合の見直しを行ったところです。 | まちづくり推進課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|---|--|----------|
| 62 | ・なぜスポーツ少年団は附帯設備（ナイター）料金が減免なのか。それだけでなく、「スポーツ少年団に入っていない子供には減免自体関係なく、好きでやらせているのだから負担させるべき」という意見も聞いている。 | スポーツ振興の観点から、学校の部活動と同様に、スポーツ少年団についても免除団体と規定しており、今回の見直しにおいても従前と同様の理由により免除団体としたこととです。 なお、スポーツ少年団の取扱いについては、様々なご意見をいただいております。 | まちづくり推進課 |
| 63 | ・平成18年の見直しの時になぜ一番必要とする人件費を入れなかったのか。そのため、新使用料が大幅に上がり私たちの負担が大きくなる。 | 平成18年の見直しは合併により各町域で設定された使用料を基に一定の平準化を図ることを主目的として行いました。その際は、公の施設は行政が住民の福祉増進の目的のため設ける施設であるという考えに基づき、行政サービスを提供する施設に係る職員人件費は原価に含めないこととしておりました。 なお、今回の見直しでは、人件費を含めることとした一方、施設の性質による負担割合の導入を行ったほか、新使用料については、激変緩和措置として、現行使用料の1.5倍を上限とする措置を講じております。 | まちづくり推進課 |
| 64 | ・大東公園、中江公園、諏訪公園の使用料算定はどのように算定しているのか。 | 基本的には屋外施設についても屋内施設と同様の算定を行いました。屋外施設間の均衡をとるために算定結果を参考に平均の使用料で調整をしました。 なお、諏訪公園については使用料設定はありません。 | まちづくり推進課 |
| 65 | ・公の施設は、市の行政目的により、全ての住民に利用の機会を提供するために建設されたもので、各施設に係る土地代、建設費などの減価償却費は税で負担すべきものとし、使用料算定には維持管理経費や人件費を基に算出している自治体もある。フルコストで算出しようとしている理由を教えてください。 | 今回の見直しでは、用地取得費（土地代）と臨時的経費は対象経費とせず、人件費、建設費（減価償却費）、維持管理経費を対象経費として、新使用料を算出しています。 なお、減価償却費については、当該施設が複数年にわたりサービスを提供することなどの点から、算定対象経費に含むこととしたものです。 | まちづくり推進課 |
| 66 | ・今になってなぜ「施設使用料及び減免制度の見直し」なのかその趣旨を丁寧に説明願う。 | 施設使用料等の見直しについては、令和2年度に策定された第4次登米市行財政改革大綱及び実施計画において、行政サービスの負担の適正化に関する見直しとして、令和4年度から実施する予定でしたが、コロナ禍による市民生活への影響を考慮し、令和6年4月からの実施となったものです。 経過としては、令和4年度に総務企画常任委員会への説明を経て、市の政策会議において見直し方針が決定されたのち、各施設の新使用料の積算が行われております。 施設の維持管理に要する経費については、その一部を施設利用者からの使用料により賄っておりますが、賄いきれない分は、施設を利用されない市民の税金を含む公費が充てられております。 今回の見直しは、施設を利用される方と利用されない方の負担の公平性の観点から行うものです。 また、減免についても、活動内容に公益性を伴う場合や、政策的にその負担を軽減する必要がある場合に、例外的に行うことができるものであり、活動内容の効果が自らの団体にとどまらず、市民等に広く影響を及ぼす団体については減免適用団体として継続する一方、そのほかの利用者、利用団体の皆様については一定のご負担をお願いすることとしたものです。 今回の見直しは、使用料の増収を主とするものではありませんが、見直し対象施設の令和3年度の減価償却費を除く維持管理の総額は約9億2千万となっておりますが、各種減免後の施設使用料の実収入は約2千6百万円となっており、率にして2.8%程度であり、冒頭でも述べた利用される方とされない方の負担の公平性の点から行うものであります。 | まちづくり推進課 |
| 67 | ・施設を利用する各種団体への影響をどのように考えているのか。 ※各種団体は、市からの補助金等が減額されている上に人口減少による会員不足等で団体の運営が厳しい状況にある。そのような中で施設利用料を値上げすることは、各種団体の活動に大きな負担を与え活動に支障をきたすと考える。 | 同様の活動をしていても減免を受けていない団体や補助金を交付されていない団体もあります。今まで使用料免除で利用していた団体の皆さんが有料になるのは影響は大きいかと思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。 | まちづくり推進課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|--|---|----------|
| 68 | ・今回の見直しは議論が拙速すぎると思う。関係する各種審議会（社会教育施設であれば社会教育委員会、公民館運営審議会等）で議論のうえ、利用団体及び施設管理をしている指定管理団体等へ説明・協議すべきことではないか。その話し合いを得ずに9月議会で条例改正の議案を上程することは利用者・施設管理者を無視したものと捉えかねられないと思う。 | 施設使用料等の見直しについては、令和2年度に策定された第4次登米市行財政改革大綱及び実施計画において、行政サービスの負担の適正化に関する見直しとして、令和4年度から実施する予定でしたが、コロナ禍による市民生活への影響を考慮し、令和6年4月からの実施となったものです。 経過としては、令和4年度に総務企画常任委員会への説明を経て、市の政策会議において見直し方針が決定され、方針に基づく積算ののち、令和5年7月に各常任委員会へ説明ののち令和5年9月定期議会へ上程されたものであります。 関係団体への説明については、令和5年8月10日に、今回の改定で影響を受ける減免適用団体（規則に定めるもののほか、登録要綱による登録団体）の皆様へ説明を行ったところです。 指定管理者を含む施設管理者の皆様につきましては、並行して作成作業を行っている公の施設利用に関するガイドライン（案）の作成と合わせて、利用者の皆様とは別に説明を行うこととしたところですのでご理解を賜りたいと考えております。（令和5年10月17日施設管理者向け説明会開催） | まちづくり推進課 |
| 69 | ・今回の公共施設利用料金見直し再検討をお願いする。 | 公共施設の使用により受ける行政サービスについては、これまでその対価として使用料を徴収してきたところですが、本市の使用料は平成18年度に見直しを行って以来、据え置きとなっており、公費負担・受益者負担の適正化に向けた見直しが必要となっています。 本見直しについては、先に行われた令和5年9月定期議会において議決をいただきましたので、ご理解をお願いいたします。 | まちづくり推進課 |
| 70 | ・基本となるガイドラインが今までなかったのに何を意見すればいいのか | これまで、施設使用料等の取扱いについては、関係条例、規則、要綱等により適正に行ってきたところですが、判断に迷う事例などの報告もいただいており、今回の見直しに合わせ、利用者、施設管理者双方にとってより分かりやすく、統一した取扱いが図られるよう新たにガイドラインを作成することとしたものです。 作成に当たっては、利用者・施設管理者の皆様から施設使用に係る疑問や意見等を頂戴し、共通するものについてはガイドラインに掲載したいと考えております。 | まちづくり推進課 |
| 71 | ・ガイドライン作成は事前に作成し各種利用団体等へ説明すべきもので今から作成すること自体おかしい | 公の施設利用に関するガイドライン作成については、今回の見直しに伴い実施した説明会等の意見等を踏まえ作成することとしたものです。 | まちづくり推進課 |
| 72 | ・市になった際に、使用料の見直しがあったと思う。様式の文面に「より統一した取扱いが～」とあるが現状の問題点が市民（利用者）に説明（明記）がない。 | 施設の利用手続等については、これまで関係条例、規則等の規定に基づき適切に行われてきたところですが、多種多様な利用形態がある中で、判断に時間を要する場合もあったと伺っており、ガイドラインについては、より統一した取扱いや迅速な手続が行えるよう作成することとしたところですが、 また、作成に当たっては、利用団体、施設管理者双方からこれまでの事例・問題点などについて、ご意見をいただき、よりよいものになりたいと考えております。 | まちづくり推進課 |
| 73 | ・迫老人福祉センターのトイレを暖房便座にしてほしい | 担当部署へ確認したところ、対応中とのことです。 | まちづくり推進課 |
| 74 | ・東和総合運動公園クラブハウスのマイクが途切れる | 指定管理団体へ状況をお伝えします。 | 生涯学習課 |
| 75 | ・東和総合運動公園で冬期間にトイレに設置しているオイルヒーターをつけるとクラブハウスの暖房が切れる | 指定管理団体へ状況をお伝えします。 | 生涯学習課 |
| 76 | ・東和総合運動公園テニスコート1.2コートに芝の亀裂がある | 修繕を行う予定です。 | 生涯学習課 |
| 77 | ・ソフトボール場の土の部分と芝の部分で高低差が最大10～20cm程度あり非常に危険。陸上トラックとして芝があった部分で審判やプレイヤーがボールを追っている時に、その山に足を取られ転倒する姿を何回か見た。不要な芝をはがしてほしい。外野部分も芝があることで水が抜けにくく使い勝手があまりよくない。イレギュラーも多く、時に、顔面にボールが当たり流血することもあった。 | 陸上トラックの今後の利用及びソフトボール競技において支障となっている箇所の修繕については、指定管理者とも調整を行って参ります。（指定管理者からも相談あり） | 生涯学習課 |
| 78 | ・どの施設にも道具は設置してもらえるか。（施設によっては道具が古いところもある。） | 新規で道具等の設置は考えておりませんので、競技が可能な施設をご利用ください。 | 生涯学習課 |
| 79 | ・個人利用のための券売機は設置するか。設置しない場合、受付がスムーズに行えるように何か考えているか。 | 今回の見直しに伴い券売機を新たに設置する予定はありません。また、個人利用に係る混雑は想定していませんのでご理解ください。 | 生涯学習課 |
| 80 | ・木曜の日中（冬期）と日曜の夜に利用している。 木曜については4～6人で利用している。少人数の団体は利用しづらくなると思う。これは少人数の団体活動の抑制になると思うがどう考えているか。 | 今回の見直しは、団体の人数によって利用を制限するものではありません。 | 生涯学習課 |

ガイドライン作成への質問・意見とりまとめ結果

| | 質問・意見 | 回答 | 担当課 |
|----|--|--|----------|
| 81 | ・日曜の利用は小中高生の飛び込み参加OKとされていたが活動の見直しをせざるを得ない。小中高生のスポーツ体験の機会も少しだが減ると思う。そのような機会を作る予定はあるか。 | 教室としてスポーツ体験の機会を提供している協会もあるようです。地区または競技協会とも調整いただければと思います。 | 生涯学習課 |
| 82 | ・庁舎建て替えプランがあるようだが、その中に社協も入れてほしい。そして、大きな行事をするときに場所探しをしないで庁舎でできるようなイベントスペースを作ってほしい | 担当部署へご意見として伝達させていただきます。 | まちづくり推進課 |
| 83 | ・条例外施設の利用料金の設定について津山河川運動広場、北上川河川野球場3面の利用料金の設定をお願いしたい。現在、道具使用料等として1日3,000円の料金としている。今回の改正と併せて料金設定及び徴収方法をご指導願いたい。 | 津山河川運動場（野球場3面）については料金設定はありません。次回の見直し時に調整したいと思います。 | 生涯学習課 |
| 84 | ・各公民館の利用料金表がほしい | 基本的には条例に定められている利用料金となりますので、各施設設置条例で確認願います。 なお、今回の見直しによる新使用料の一覧はホームページに掲載しております。 | 生涯学習課 |
| 85 | ・豊里運動公園を今後運動会等陸上競技で利用を考えているのか。 | 施設としては、陸上競技での利用も可能ですが、実際の利用状況等も考慮し検討する必要があると考えております。 | 生涯学習課 |
| 86 | ・野球の大会等とソフトボールの大会等、利用状況はどちらが多いのか。 | 野球場及びソフトボール場の利用人数の実績は把握しており、人数で比較すると野球場の方がソフトボール場より、約10%程度利用者が多い状況です。 | 生涯学習課 |